

事 務 連 絡
令和2年4月30日

市内地域包括支援センター
市内居宅介護支援事業所
市内介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所
市内介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所 御中

茂原市高齢者支援課

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他連名事務連絡）等で示されているところです。

これを受けて新型コロナウイルス感染症に係る本市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

記

1. 総論について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他連名事務連絡）等で示されている介護サービスのうち訪問介護及び通所介護に係る部分については、原則として総合事業においても準用する。なお、その適用については個別協議により対応するので、該当する事案が生じた場合は市と協議するものとする。

2. 訪問型・通所型サービスの日割り算定について

新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業所が自主的に休業した場合は、月額報酬となっているサービス費について、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、休業期間分は日割り計算を行う。

日割り計算の方法は、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求することとする。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスが提供された利用者については、日割り計算は行わないこととし、振替等の方法により月の利用予定回数が確保された場合についても日割り計算は行わない。

なお、事業所は運営していたが、利用者都合でサービスを利用しなかった場合は、通常通り月額報酬として取扱う。

3. 介護予防ケアマネジメントに係る居宅訪問・本人面接について

「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱いについて（令和2年3月4日付高齢者支援課管理係通知）」と同様に取り扱う。

4. 介護予防ケアマネジメントに係るサービス担当者会議について

「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱いについて（令和2年3月4日付高齢者支援課管理係通知）」と同様に取り扱う。

5. その他

本取扱いは臨時的なものとし、終了する際はあらためて通知する。なお、国の指針等の状況により随時更新する場合がありますので留意すること。

茂原市
福祉部高齢者支援課
地域包括支援室
茂原市道表1番地
TEL：0475-20-1583